

旧青根中学校トライアル・サウンディング 実施要項

1 目的

相模原市（以下、「市」という。）の青根地区は、自然豊かな中山間地域に位置している中で、少子高齢化・人口減少といった課題があり、廃校となった小中学校等の利用について有効活用方を模索するなど中山間地域の振興について検討しています。

そこで、旧青根中学校を生かした地域の振興に資する事業など、地域貢献や財政的な貢献につながる持続可能な取組を検討するに当たり、民間事業者等が持つ優れたアイデアやノウハウを活用した公民連携による施設の効果的な活用の実現に向けて、トライアル・サウンディングを実施するものです。

トライアル・サウンディングは、市が一定期間を設けて旧青根中学校の利用を希望する民間事業者等を募集し、期間内で事業者等がトライアルとして実際に事業を実施しながら、対話を通じた市場調査を行うものです。

2 トライアル・サウンディングの意義・期待される効果

本事業実施の意義及び期待される効果は次のとおりと考えます。

(1) 民間事業者にとっての意義・期待する効果

- ① 旧青根中学校の立地や地形、実用性、事業の採算性等を確認することができます。
- ② トライアル・サウンディングを通じて、意見や考えを一定程度公募内容に反映させることができます。
- ③ 事前に留意事項や市の意図が確認できるので、公募参加の判断がしやすくなります。
- ④ 公募の際に、市の意図を十分理解した事業提案が可能になります。

(2) 市にとっての意義・期待する効果

- ① 事業者の正式公募に先立ち、早い段階で市場性を確認することで、民間事業者のノウハウやアイデアを活用した現実的で幅広い事業可能性の検討が可能となります。
- ② 民間事業者の視点での「旧青根中学校の使い勝手」、「来場者の動線」、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」「周辺住民の意見」等のニーズや課題を把握できます。
- ③ 民間事業者の意見を参考に、公民の意識の違いを解消するなどし、現実的な公募条件の策定ができます。

3 トライアル・サウンディング対象施設及び周辺情報

(1) 対象施設

施設名称	旧青根中学校	
所在地	相模原市緑区青根 1 9 2 6 番地	
面積	1 0, 5 6 0. 5 4 m ²	
施設	校舎	鉄筋コンクリート造（RC造）3階建 校舎：1, 9 0 2 m ² 地域センター：3 3 2 m ² 昭和60年8月築
	体育館	鉄筋コンクリート造（RC造）1, 2 2 5 m ² （武道場含む）
	その他	倉庫、体育倉庫、灯油庫、渡り廊下、備蓄倉庫 グラウンド：5, 9 0 5 m ² 、屋外プール
都市計画等による制限	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外 ・その他制限：建築基準条例による建築形態制限 	
活用に係る条件	<p>災害時における一時避難場所、広域避難場所、避難所として指定されています。</p> <p>校庭は地震等の災害が発生した時のヘリコプター臨時離発着場として指定されています。</p>	
現況など	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎の一部に青根地域センターが併設されており、地域住民が集会室、和室、図書室等を利用しています。 ・体育館、グラウンド及び一部の備品類については、地域の文化祭、体育祭等のイベント開催時に利用されています。 ・体育館については、地域住民を中心に一般開放しています。 ・体育館、青根地域センター部分の一部に雨漏りがあります。 ・校舎内に天体望遠鏡があります。 	
閉鎖（閉校）年月日	令和2年3月末	

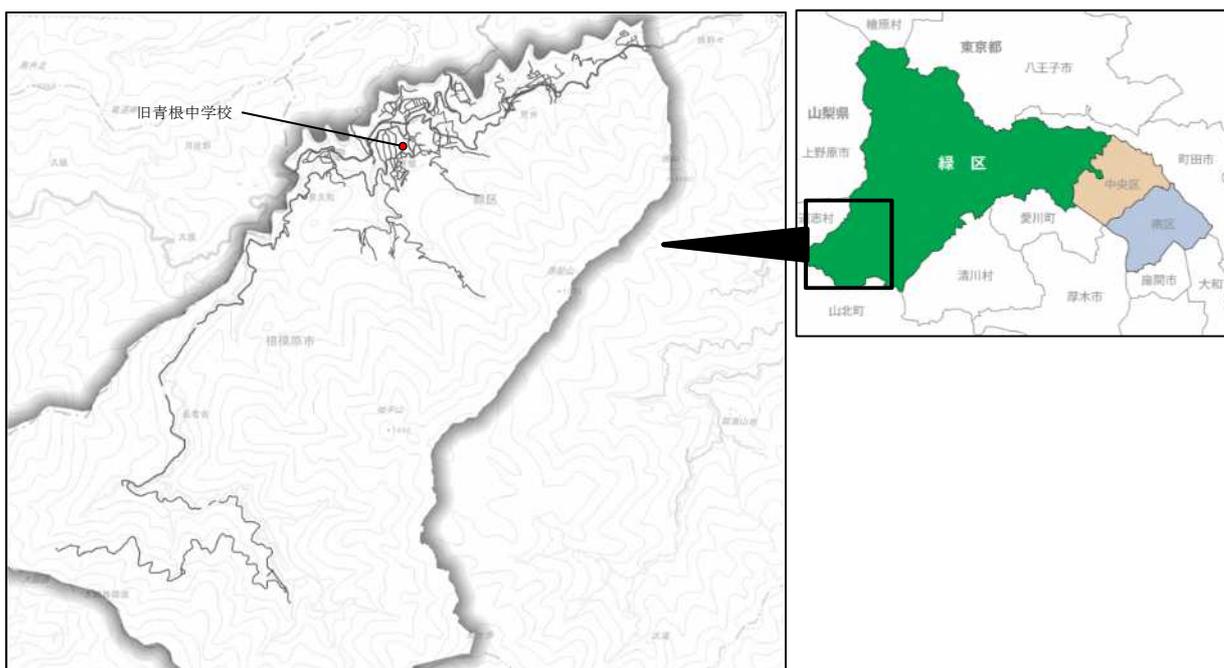
(2) アクセス（周辺図）

1) バスの場合

- ・ JR 横浜線・京王相模原線「橋本駅」からバス「三ヶ木」行き終点乗り換え「東野」行き終点下車徒歩5分
- ・ JR 中央本線「藤野駅」からバス「やまなみ温泉」、「奥牧野」行きで「やまなみ温泉」下車、事前予約制の乗合タクシー（菅井地区デマンド交通（予約先：「山口自動車」電話 042-780-0777）にて「東野」下車徒歩5分

2) 車の場合

- ・ 中央自動車道、相模湖 I C から国道 20 号「日連入口」交差点を左折して約 10 キロ～12 キロ
- ・ 相模原市橋本より国道 413 号で約 60 分～70 分
- ・ 圏央道相模原 I C から国道 412 経由、「青山」交差点を左折し、国道 413 号で山中湖方面へ約 12 キロ



(3) 青根地区の情報

青根地区は山梨県との県境にあり、道志川や奥相模湖、蛭ヶ岳や大室山といった豊かな自然環境に囲まれた地域です。また自然環境を生かしたキャンプ場や温泉施設等が地域内にあり、国道 413 号（道志みち）には観光客やバイカー、サイクリストが多く通ります。

青根地区の人口	人口：489人（男性：227人、女性：262人） 世帯数：196世帯 （令和3年12月1日時点）
青根地区の面積	約39km ²
周辺施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧青根小学校跡地 ・ 旧青根児童保育園 ・ 緑の休暇村センター ・ 民営キャンプ場 ・ 道志川、神之川、奥相模湖（道志ダム）、エビラ沢の滝

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青根防空監視哨 ・ 青根諏訪神社、折花神社、金毘羅大権現社神武天皇社 ・ 特別養護老人ホーム 青根苑
祭事・イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北丹沢12時間山岳耐久レース（7月） ・ 青根諏訪神社祭礼（8月） ・ 道志川合唱祭（9月） ・ 青根コスモス園（10月）
その他・地域団体	地域の振興を促進し、地域住民の生活の安定向上と福利増進をはかることを目的とした「青根地域振興協議会」などの様々な地域団体が事業を展開しています。

4 利用に関する条件

(1) 事業内容について

- 1) 市が求める旧青根中学校の利活用に向けた考え方から大きく逸脱しない事業であること。
- 2) 関係法令及びその関連施行令、施行規則、条例、要綱、各種基準等を遵守した事業であること。
- 3) 提案内容に求める要件については「7 提案の要件」を参照すること。

(2) 事業実施について

- 1) 利用許可がなされる前に、事業や土地の形質変更に着手しないこと。
- 2) 事業実施にあたっては、トライアル・サウンディングを実施する事業者（以下、「利用者」という。）の責任において、関係法令及び法令適合等を確認すること。
- 3) 事業実施に当たり市が必要と認める場合には、地域住民等への事前説明を行うなど、誠実な対応により地域住民等と円滑な関係を築くこと。
- 4) 周辺環境に与える影響（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に十分配慮すること。
- 5) 地元事業者等との連携・協調に努めること。
- 6) 相模原市景観計画に基づき、地域の特性から外れた施設や設備等を設置しないこと。
- 7) 水道、電気、ガス等の使用については、事業実施前に設備・配管等の設置状況について市に確認をとること。
- 8) 事業を実施する事業者の責任において十分な安全対策をとり、事故等が発生しないよう最大限配慮すること。また、次の点については特に注意すること。
 - ① テント等、強風に煽られる可能性があるものを設置する場合は、固定や重り等の強風対策を施すこと。

- ② 火気、発電機、プロパンガスを使用する場合は必ず消火器を用意し安全に努めること。
 - ③ ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用と手指消毒の徹底など、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めること。
- 9) 次のいずれかに該当する場合、利用許可を取り消すことがある
- ① 事業計画書の内容に反する行為が行われたとき。
 - ② 安全対策が十分でないとき。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症が拡大する恐れがあるとき。

(3) 旧青根中学校について

- 1) 旧青根中学校は現状で利用し、終了時には利用許可期間満了日までに原状に回復すること。
- 2) 旧青根中学校は、現在、災害時における地域住民等の一時的な避難地になっているため、利用許可期間中に災害が発生した場合は市の指示に従うこと。

(4) 費用負担について

- 1) 応募、事業実施、撤収、報告までの利用に係る一切の経費は、利用者が負担する。
（「水道、電気等インフラの開設、使用、閉設等の費用」「事業実施に伴う法的等手続きに伴う費用」などを含む）
- 2) 利用料は、無料とする。

5 参加条件

(1) 対象者

利用者は、上記「4 利用に関する条件」を実行する意思と能力（資格）を有する企業やNPO法人等の法人、団体等とし、次のいずれにも該当しないこと。なお、グループ（複数の事業者等の共同体をいう。）で応募する場合、代表となる事業者を除く構成員も同様とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2) 次の申立てがなされている者
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て、
銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- 3) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に定め

る指名停止の期間が含まれている者

- 4) 次に掲げる税を滞納している者
 - ア 国税 法人税、消費税及び地方消費税
 - イ 都道府県税 法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）及び自動車税
 - ウ 市町村税 相模原市市税条例に規定する市税
- 5) 参加する法人等（法人又は団体をいう。）が、相模原市暴力団排除条例（平成 23 年相模原市条例第 31 号。以下「市暴力団排除条例」という。）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる者
- 6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県暴力団排除条例」という。）第 23 条第 1 項に違反したと認められる者
- 7) 県暴力団排除条例第 23 条第 2 項に違反したと認められる者
- 8) 市暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

(2) 役割分担

利用者は、単独又はグループとし、グループで応募する場合には、申請時に構成員及び役割分担を明確にすること。

6 スケジュール・流れ

(1) スケジュール

利用申請募集期間	2022 年 1 月 17 日（月）から 2022 年 2 月 28 日（月）まで
事業実施期間	2022 年 2 月 1 日（火）から 2022 年 3 月 14 日（月）まで
実績報告	利用終了後、速やかに

事前相談、質問、現地見学等についても利用申請募集期間中に随時受け付けます。

(2) トライアル・サウンディング実施までの流れ

1) 利用申請

利用希望者は、利用申請募集期間最終日の 17 時までに次の書類を提出するものとします。

- ①【様式 3】利用申込書
- ②【様式 4】法人等概要書 ※グループでの応募の際は、事業者ごとに作成
- ③【様式 5】事業計画書 ※グループでの応募の際は、各事業者の構成が分かる資料を添付

2) 提案審査

提案内容を市が審査します。

3) 暫定利用

利用者は、市の承認内容に応じた暫定利用を実施します。

4) 対話

暫定利用中及び終了後に、市との対話を実施します。

5) 実績報告

利用者は、事業期間終了後速やかに事業実績、事業用地に関する評価、正式募集にあたっての要望などを記載した「【様式6】実績報告書」を提出してください。

(3) 事前相談等

1) 事前相談

トライアル・サウンディングの実施を希望する事業者(以下、「利用希望者」という。)の提出書類作成のために事前相談を受け付けます。

事前相談を希望する利用希望者は「【様式1】事前相談・質問票」に記入の上、「10申し込み・連絡先」に記載のメールアドレスに提出してください。日程調整を行ったうえで実施します。

2) 現地見学

提出書類作成のために現地見学を希望する場合は、「【様式2】現地見学申込書」を「10申し込み・連絡先」に記載のメールアドレスに提出してください。日程調整を行ったうえで実施します。

7 提案の要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ① 旧青根中学校の利用に関するものとします。
- ② 確実に実施できる利用内容とします。
- ③ 利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。
- ④ 周辺環境に与える影響(騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等)に十分配慮すること。
- ⑤ 旧青根中学校周辺の公共施設を並行して使用したい場合は、別途利用内容・日程等を調整し、使用の可否を判断するものとします。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的または宗教的活動。
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等。

- ③ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。
- ④ 相模原市景観計画に基づき、地域の特性から外れた施設や設備等を設置する行為。
- ⑤ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動。
- ⑥ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動。
- ⑦ その他、市が求める旧青根中学校の活用との関連性が低いと判断する活動。

(3) 提案内容の期間

利用希望者の提案内容に基づき、市が許可した期間とします。

(4) トライアル・サウンディングの重複実施について

他の利用者と利用期間が重複し、かつ、利用エリアが重複しない場合、2 者以上が同時に利用する場合があります。（他の利用者の妨げになる場合を除く）

(5) 提案の資金調達・報酬等

トライアル・サウンディング実施に係るすべての経費は、利用者が負担するものとします。

(6) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類の著作権は利用希望者に帰属するが、提出書類は返却しないものとします。
- ② 利用希望者の提出書類について、市は本事業以外では無断で使用しません。
- ③ 相模原市情報公開条例第 6 条に基づく開示請求があった場合、市は利用希望者の提出書類のうち、同条例第 7 条に規定される非公開情報を除いた部分を開示することがあります。

8 リスク分担

次の①から⑥までに關するリスクについては、利用者が責任を持って対処するものとする。

- ① 事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等の使用に伴い発生する権利侵害に関するもの。
- ② 利用者による事業に起因する有害物質の排出・漏洩等に関するもの。
- ③ 利用者による事業に起因する周辺住民への環境被害（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に関するもの。
- ④ 利用者による事業に起因する第三者への損害に関するもの。

- ⑤ 地域からの苦情等のトラブルに関するもの。
- ⑥ 利用期間中における、地震、火災、風水害、その他の相模原市の責に帰すことができない事由によって事業者が被った被害に関するもの。
- ⑦ 利用許可期間満了日までに原状に回復し、市の確認を必要とする。原状回復に必要な費用は、事業者の負担とする。

9 モニタリング、ヒアリングへの協力について

- ① 市が求めた場合、可能な限り利用期間中に来場者等へのアンケート調査へ協力すること。
- ② 実績報告書提出時に、市が指定するヒアリング調査に協力すること。

10 申し込み・連絡先

連絡先 : 相模原市緑区役所区政策課 総務・政策班【担当：大谷・山本】
所在地 : 相模原市緑区西橋本5-3-21
電話番号 : 042-775-8802
F A X : 042-700-7002
E-mail : g-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp